

(別紙)

## 特定区域の区域及び求められる事業活動の内容

### 丹波篠山市（全域）

#### (1) 当該区域の特性及び区域設定の考え方

丹波篠山市は、兵庫県の中東部に位置し、丹波高地の山々に囲まれた標高 200m を超える篠山盆地に広がる肥沃な農地を有している。

昭和 63 年（1988 年）には「丹波の森宣言」を行い、丹波地域全体を一つの森と見立て、人・自然・文化が調和して共生する地域づくりを基本理念として掲げてきた。

平成 21 年（2009 年）には「丹波篠山農都宣言」を行い、「自然の気候風土に恵まれた日本一の農業の都」を目指し、「農都創造条例」の制定など、自然環境を活かした農業と地域づくりを一貫して推進している。

令和 3 年（2021 年）2 月には、伝統的特産品である黒大豆が日本農業遺産に認定され、栽培技術に加え、集落での助け合い、灰小屋を含む農村景観、ため池・水路など生物多様性を支える地域資源が評価された。

有機農業については、昭和 49 年（1974 年）に現在の市西部に位置する旧丹南町において「丹南町有機農業実践会」が設立され、阪神間の消費者との顔が見える取引を通じた信頼関係の構築に取り組んできた。平成 29 年（2017 年）には、有機野菜の販売及び新規就農者の研修・交流拠点として「篠山自然派」が設立され、令和 4 年には、有機農業者、大規模農家、市、JA が参画する『丹波篠山ワクワク農都づくり協議会（以下、「協議会」とする）』を発足し、地域全体で有機農業の実践と普及が進展している。

本市では、有機農業を自然環境及び生物多様性への配慮を基本とする農業として位置づけ、令和 5 年（2023 年）4 月に「オーガニックビレッジ宣言」を行った。生産、流通・加工、消費の取組を一体的に推進し、有機農産物の産地育成を図るため、本市全域を「特定区域」として設定し、環境と調和したみどりの食料システムの実現に向けて有機農業の取組拡大を推進する。

#### (2) 求められる事業活動の内容

##### ①活動類型

有機農業の生産活動

環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

##### ②特定環境負荷低減事業活動の内容

市内で持続的に有機農業を実践するため、有機農業者、大規模業者、市、JA が参画する協議会を中心に、関係機関と連携した生育調査や栽培実証により、有機栽培技術の確立を目指す。有機農業に関する勉強会、情報交換会の開催などによって、新たな有機農業者を育成する。

地域内で生産された有機農産物の消費拡大に向けては、学校給食への提供や市内飲食店との連携により、市内での利用や販売機会をつくり情報発信する。

こうした取り組みを市全域で展開することにより、有機農業の取組面積を拡大

する。

市では、化学合成農薬・化学肥料を兵庫県の地域慣行レベルの半分以下に抑え、中干し開始時期を遅らせるなど、環境や生きものに配慮した水稻栽培を推進している。令和6年度には、上記の栽培方法を要件とする市独自の「農都のめぐみ農産物認証制度」を創設し、環境創造型農産物のブランド化にも取り組んでいる。

大規模農業者や小規模農業者など多様な農業者が、環境負荷の低減に資するスマート農業機械等の先端技術を活用し、地域全体で農村景観環や生態系を守る環境創造型農業を進める。

### 【具体的な活動内容】

#### ○有機栽培技術の確立

- ・水稻では、生育調査、経営規模別に異なる水田除草機械を使った除草効果の実証を行う。
- ・黒大豆・黒大豆枝豆では、栽培事例の収集、有機農業者の指導による慣行栽培から有機栽培への転換実証を行う。
- ・実証試験結果や収集した栽培事例をもとにした栽培事例集を作成する。

#### ○スマート農業機器等の先端的な技術を活用した環境負荷低減技術の実践

- ・たい肥や緑肥などの有機資材を使った土づくりに加え、水田除草機（アイガモロボ等）や農業用ドローン等の環境負荷の低減に資するスマート農業機器等を活用した生産活動を支援し、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減技術を実践する。これにより、環境や生物多様性への配慮を要件とする市独自認証を受けた団体等の生産拡大をはかり、有機農業をはじめとする環境や生きものにやさしい農業を推進する。

#### ○有機栽培技術の実践、有機農業者の育成

- ・有機農業者が、栽培現地勉強会や、自然農法・BLOF 理論等の専門講師を招いた勉強会、情報交換会を開き、有機栽培技術の向上と、新たな有機農業者の育成に取り組む。

#### ○有機農産物の利用・情報発信

- ・有機農業者の販路として、学校給食への有機野菜の活用を進める。
- ・有機農業者による食育活動を通じ、市内小中学校の児童生徒及び保護者の有機農産物に対する理解を促し、消費拡大につなげる。
- ・オーガニックマーケットやマルシェの開催、市内の飲食店やオーガニックカフェ、直売所等との連携により、地域内での地元産有機農産物の利用や消費を拡大する。
- ・有機農業者グループや連携する各団体の SNS 等を活用した情報発信により、市内外にイベント情報や地元産有機農産物の販売・消費機会を周知する。

## 上郡町（全域）

### (1) 当該区域の特性及び区域設定の考え方

上郡町は兵庫県の南西部に位置し、海拔 300m から 400m の山地が連なり、町域の大半が山地、丘陵地で占められ、町の中央部を南北に清流千種川が流れ、さらに町全体が「水の郷」に指定されている。そのような条件を活かし、水稻を中心として小麦や大豆、モロヘイヤ、モリンガ、ぶどう等多品目が栽培されている。

近年は、食の安全性や環境意識の高まりから、有機農業や化学肥料・化学合成農薬に頼らない農家が増加傾向ではあることや「子どもと自然環境をより大切にするまち」の実現に向けて、有機農業の推進と食育との連携を進めている背景があった。そこで令和 5 年に上郡町有機農業実施計画を策定し、翌年にはオーガニックビレッジ宣言を実施した。有機農業実施計画に基づき、有機栽培面積の拡大を図るとともに、栽培技術の確立といった生産面、有機米や有機野菜について継続的な学校給食へ提供や有機農産物の販路拡大といった流通・消費面での各種取組を推進している。具体的には、町内外イベントでの有機農産物販売や子ども園での紙芝居の読み聞かせ、保護者と農家の意見交換等による有機農業に関する普及啓発活動を展開している。その結果、10 の経営体が約 12ha で有機農業に取り組むなど、有機農産物の栽培面積の拡大や給食提供日数は増加傾向を示している。

今後は、さらなる有機栽培面積の拡大に向けて、栽培技術の確立のための実証実験の実施のほか、有機農家確保に向けて既存、新規就農者にとらわれず新たな担い手の確保を行う。また、消費拡大の面では官民一体となって、有機農産物の販売促進などに取り組むことで有機農業の発展を図る。

### (2) 求められる事業活動の内容

#### ①活動類型

有機農業の生産活動

#### ②特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

当町の有機農業実施計画の目標達成に向けて、地元の大規模農家をはじめとする農家有志で立ち上げた上郡町有機農業推進協議会を中心として、関係する行政、JA、民間企業などと連携しながら有機農業を推進していく。

#### ア 学校給食等の有機食材提供数量の拡大

町内の子ども園、小中学校に有機農産物を提供するにあたり、町内子ども園の全園に通年で有機米の提供、小中学校に関しては当面は期間限定のスポット提供にはなるが、提供日数の増加を図る。また、農家と保護者との意見交換会などのイベントを実施し、保護者の有機農業に関する意識醸成を図る。

#### イ 有機栽培面積の拡大

当町では主に稲作で有機農業を展開したいと考えている。町内では、2 番目に大きい水稻農家等によって構成される団体が所有する乗用型除草機やアイガモロボットを用いて除草作業を行っており、有機農業の水稻栽培の課題の一つである

除草作業の効率化を図っている。数ある栽培技術の中から町として取り組む栽培技術の確立を目指して、県やJAなどの各関係機関と連携しながら先に挙げた除草機械を用いた実証を実施し、栽培技術の検証を行う。検証で得られた結果を基に、既存の慣行農家に働きかけを行い、慣行栽培から有機農業への転換も図る。また、米を中心としながらも、町の自然条件を生かしたモロヘイヤ、ビーツ等の野菜栽培を有機農業で実践している農家が町内各所に所在していることから、これらの各農家をはじめ、消費者である一般市民や園児、児童等が一団となって有機農業への理解を深めることを目指し、町全体を特定区域と設定し、取組面積の拡大に努める。

#### ウ 有機農家の確保

慣行農家や新規就農者という枠にとらわれず、有機農業に取り組むための敷居を低くするためにも、有機JASの取得または更新に係る費用の補助の検討を行う。

#### エ 販売促進及び認知拡大、加工品の開発

有機農産物の消費拡大のために、町内で夏に開催される川まつり、秋に開催の赤松歴史まつり等の各種イベントのほか、県内の百貨店で実施される県内全町の特産品が集う12STARS等のイベントに出展し、来場者に当町の有機農産物のPRを行うことで知名度向上を図る。また、ふるさと納税返礼品として登録することを前提に、規格外の有機農産物などを活用した加工品開発に係る費用を継続的に支援することで、町内飲食店や食品加工業者と連携した有機農産物を用いた加工品開発を促し、町の新たなブランドの創成を図る。